

# 日本矯正歯科専門医機関専門医制度規則

## 第1章 総則

第1条（目的）本制度は、矯正歯科領域における高度な臨床技能と学問的知識の向上を奨励し、他診療領域の歯科医師または医師ら他職種と互いの専門性を尊重し協力し合うことにより良質な医療を提供し、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第2条（事業）上記目的を達成するために、公益社団法人日本矯正歯科学会、特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会ならびに一般社団法人日本矯正歯科協会（以下、日本矯正歯科学会、日本成人矯正歯科学会、日本矯正歯科協会という。また、総称として3団体という）との協力の下、日本矯正歯科専門医機関（以下、本機関と略記）は専門医制度の実施に必要な事業を行う。

## 第2章 矯正歯科専門医

第3条（認定審査）本機関は、本制度規則第1条の水準に達している矯正歯科診療能力を備えた者を矯正歯科専門医として認定するために審査を行う。

第4条（資格）矯正歯科専門医は、矯正歯科領域における診断、治療および術後管理に関して高度な医療技能と経験ならびに専門知識を有し、他診療領域の歯科医師または医師ら他職種との連携を図り、標準的な矯正歯科治療を提供する能力を有する者とする。

第5条（資質）矯正歯科専門医は、さらに以下の資質を有する者とする。

- (1) 社会人としての良識、医療人としての高度な倫理観を兼ね備える。
- (2) 矯正歯科専門医として絶えず自己研鑽を積む。
- (3) 矯正歯科専門医を目指す歯科医師の育成を担う。
- (4) 矯正歯科医療について患者および社会に対して適切に情報提供を行う。
- (5) 矯正歯科医療の発展のために奉仕する。

## 第3章 矯正歯科専門医認定審査の申請

第6条（申請資格）矯正歯科専門医認定審査を申請する者（以下、申請者と略記）は、次の各号を満たす者に限られる。

- (1) 日本国歯科医師免許を有する者
- (2) 連続して5年以上、日本矯正歯科学会、日本成人矯正歯科学会、もしくは日本矯正歯科協会の正会員である者
- (3) 本機関が認定した研修施設における矯正歯科基本研修修了後、その期間を含め5年以上にわたる矯正歯科臨床研修を修了した者（施設長の承認を必要とする）  
なお、修了時の到達目標については別に定める。

- (4)原則的に医育機関もしくは医療機関に常勤している者（週 32 時間以上勤務）
- (5)本機関の認めた刊行物に矯正歯科臨床に関する論文を発表した者
- (6)日本矯正歯科専門医機関倫理規程を遵守する者

（暫定附則）

- 1 第 1 回専門医審査の申請者は、2016 年以前に 3 団体のいずれかの専門医資格をしている者に限る。
- 2 申請者において、基本研修を受けていない者については、矯正歯科基本研修修了と同等の学識を問う審査を受けなければならない。
- 3 矯正歯科基本研修修了と同等の学識を問う審査の実施に関しては、必要に応じてその措置を構ずる。本措置の詳細については、運営委員会において定めることとする。
- 4 本規則第 6 条暫定附則第 3 項の審査を受ける者は、申請時まで本機関の認定した臨床研修施設で 5 年以上にわたる矯正歯科臨床研修を修了していなければならない。

第 7 条（審査申請）申請者は、定められた期限までに必要書類を本機関に提出し、申請を行う。

第 8 条（資格審査）受験資格に関する審査は、本機関が行い、審査結果を申請者に通知する。また、審査のため、本機関は申請者ならびに申請者の常勤する医育機関もしくは医療機関の現地調査を行うことができる。

第 9 条（矯正歯科専門医審査）本機関が、別に定める様式で症例審査、筆記試験等による臨床的技能と学問的知識の評価を行う。

- 2 可否の判定は本機関が行う。

第 10 条（認定証交付）矯正歯科専門医審査合格者のうち、日本矯正歯科学会の正会員の資格が確認でき、かつ本機関における各種手続きが完了した者については、本機関から日本矯正歯科学会にその旨が通知され、日本矯正歯科学会から矯正歯科専門医認定証が交付される。

- 2 認定証の交付された者を矯正歯科専門医として本機関に登録する。

#### 第 4 章 矯正歯科専門医の更新認定審査

第 11 条（矯正歯科専門医の更新）矯正歯科専門医は、5 年毎に更新しなければならない。

- 2 矯正歯科専門医の更新申請をする者（以下、更新申請者と略記）は本機関に申請する。

第 12 条（更新申請資格）更新申請者は、別に定めるすべての資格を備えていなければならない。

第 13 条（矯正歯科専門医更新審査）更新に関する審査は、本機関が行い、審査の結果を更新申請者に通知する。

- 2 更新は、5 年毎に本機関が定める症例を本機関に提示し、審査に合格しなければならない。
- 3 更新は、別に定める研修を受けなければならない。
- 4 審査のため、本機関は申請者ならびに申請者の常勤する医育機関もしくは医療機関の現地調査

を行うことができる。

第14条（更新認定証交付）矯正歯科専門医更新認定審査合格者については、各種手続きの完了後、本機関から日本矯正歯科学会へその旨が通知され、日本矯正歯科学会から矯正歯科専門医更新認定証が交付される。

2 更新認定証の交付された者を矯正歯科専門医として本機関に登録する。

## 第5章 矯正歯科専門医の登録資格喪失

第15条（資格喪失）矯正歯科専門医は、次の各号の1つに該当するとき、その登録資格を失う。

- (1) 本人が辞退を申し出て、本機関が受理したとき
- (2) 日本矯正歯科学会の正会員の資格を失ったとき
- (3) 矯正歯科専門医の更新を行わなかったとき
- (4) 登録費用を支払わなかったとき
- (5) 申請時、更新時の提出書類等に虚偽があったとき
- (6) 日本矯正歯科専門医機関倫理規程に抵触する行為を働いたとき
- (7) 本機関が不適格と認めたとき

第16条（再申請の申し立て）矯正歯科専門医の登録資格が喪失した場合であっても、喪失の理由を運営委員会が正当と認めた場合に限り、その事由が解消したときにはその旨を書面で運営委員会に申し出ることができる。運営委員会の協議を経て承認を得た後、再び矯正歯科専門医の登録資格を申請することができる。

## 第6章 認定研修施設

第17条（認定研修施設）本機関は、歯科矯正治療に関する十分な専門的知識と技能を有する者を養成すると共に、社会から信頼と評価を得ている施設として、認定研修施設を認定する。

2 認定研修施設は、基本研修施設と臨床研修施設からなる。

第18条（基本研修施設と臨床研修施設）基本研修施設は、歯科矯正学に直接関連する学問分野を教授する講座（分野）とし、研修は主に矯正歯科治療を行う診療科とする。

2 臨床研修施設は、本機関が認定した医療機関とする。

第19条（認定研修施設認定のための申請）基本研修施設あるいは臨床研修施設の認定を受けようとする施設は、本機関に申請する。

第20条（基本研修施設の申請資格）基本研修施設の認定を受けることができる施設は、次の各号を満たす大学の診療科に限られる。

- (1) 本規則第6条（3）の基本研修が可能なこと

第21条（臨床研修施設の申請資格）臨床研修施設の認定を受けることができる施設は、次の各号を満たす医療機関に限られる。

- (1) 矯正歯科専門医 1 名以上が常勤していること
- (2) 本規則第 6 条 (3) の臨床研修が可能な条件を満たすこと
- (3) 歯科矯正診断料ならびに顎口腔機能診断料の算定可能な施設の届出を行なっていること
- 2 大学において歯科矯正学に直接関連する学問分野の教授および矯正歯科治療を行う診療科で、矯正歯科専門医 1 名が常勤していない場合には、矯正歯科専門医 2 名以上が非常勤で勤務していることで、本規則第 21 条(1)の要件を代用することを認める。
- 3 前項の非常勤の矯正歯科専門医 2 名の勤務をもって臨床研修施設の申請を行う診療科においては、事由ならびに非常勤の実態を運営委員会に報告し、承認を得ることとする。
- 4 運営委員会は本規則第 21 条第 3 項の承認事項を本機関総会において報告する。
- 5 本規則施行 4 年以降に認定された臨床研修施設における本規則第 6 条 (3) に定める研修の期間は、施設認定された年から算定可能とする。

(暫定附則)

- 1 大学において歯科矯正学に直接関連する学問分野の教授および矯正歯科治療を行う診療科においては、本制度施行後 4 年間は臨床研修施設として認定する。
- 2 本規則施行後 4 年以内に本機関の認定した臨床研修施設において、本規則施行前に実施されていた日本矯正歯科学会、日本成人矯正歯科学会ならびに日本矯正歯科協会の定めるそれぞれ臨床研修機関、認定研修施設、認定歯科矯正医修練施設での研修については、その研修期間を本機関が認定した臨床研修施設における研修期間と同様のものと認め、本規則第 6 条 (3) の矯正歯科臨床研修の期間に合算することができる。
- 3 本規則第 21 条暫定附則第 2 項において合算を認める研修期間は、本規則施行前から継続している場合に限る

第 22 条 (施設審査) 認定研修施設の審査は、本機関が行う。

- 2 認定研修施設の審査は、年 1 回行う。
- 3 審査のための実地調査を行うことができる。

第 23 条 (認定証交付) 本機関は、前条により適当と認めた基本研修施設および臨床研修施設に対しそれぞれ日本矯正歯科専門医機関認定基本研修施設認定証、日本矯正歯科専門医機関認定臨床研修施設認定証を交付する。

第 24 条 (実態報告) 基本研修施設および臨床研修施設は、研修の実態を本機関に報告しなければならない。

第 25 条 (認定研修施設の変更届) 認定研修施設の施設内容の変更や認定研修施設責任者の異動があった場合には、3 か月以内に変更届けを必要な書式とともに本機関に提出する。

## 第 7 章 認定研修施設の資格喪失

第 26 条 (基本研修施設の認定取り消し) 基本研修施設は、次の各号の 1 つに該当するときは、その資格を失う。

- (1)施設より辞退を申し入れ、本機関が受理したとき
- (2)本規則第 20 条に定める必要条件を欠いたとき
- (3)本規則第 24 条、第 25 条に定める報告を行わなかったとき
- (4)提出書類等に虚偽があったとき
- (5)本機関が基本研修施設として不適格と認めたとき

第 27 条（臨床研修施設の認定取り消し）臨床研修施設は、次の各号の 1 つに該当するときには、その資格を失う。

- (1)施設より辞退を申し入れ、本機関が受理したとき
- (2)本規則第 21 条に定める必要条件を欠いたとき
- (3)本規則第 24 条、第 25 条に定める報告を行わなかったとき
- (4)提出書類等に虚偽があったとき
- (5)本機関が臨床研修施設として不適格と認めたとき

## 第 8 章 補則

第 28 条（改正）この規則は、本機関の総会の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

### 附則

- 1 本規則は、令和元年 8 月 15 日より施行する。
- 2 暫定附則は、本機関発足より 4 年間のみ有効とし、4 年経過後には暫定附則を削除した規則を運用する。